

令和 7 年度福祉保健部における組織整備について

1 内容

- (1) 福祉保健部内に新たに「子ども施策推進室」（以下「室」という。）を設置する。
- (2) 「子育て支援課」を廃止し、「子ども子育て支援課」を設置する。
- (3) 「副参事（保育指導・特命担当）」を廃止し、「保育施設支援担当課長」を設置する。
- (4) 室は、「子ども子育て支援課」、「保育課」、「保育施設支援担当課長」、「放課後対策課」、「子ども家庭支援センター」を担当する。

2 整備後の組織体制

(1) 現行

1 室、1 担当部長、1 6 課（センターを含む）、2 担当課長、1 副参事

(2) 改正案

2 室、1 担当部長、1 6 課（センターを含む）、3 担当課長

※ 1 室増、1 担当課長増、1 副参事減

(3) 組織体制図

別紙のとおり

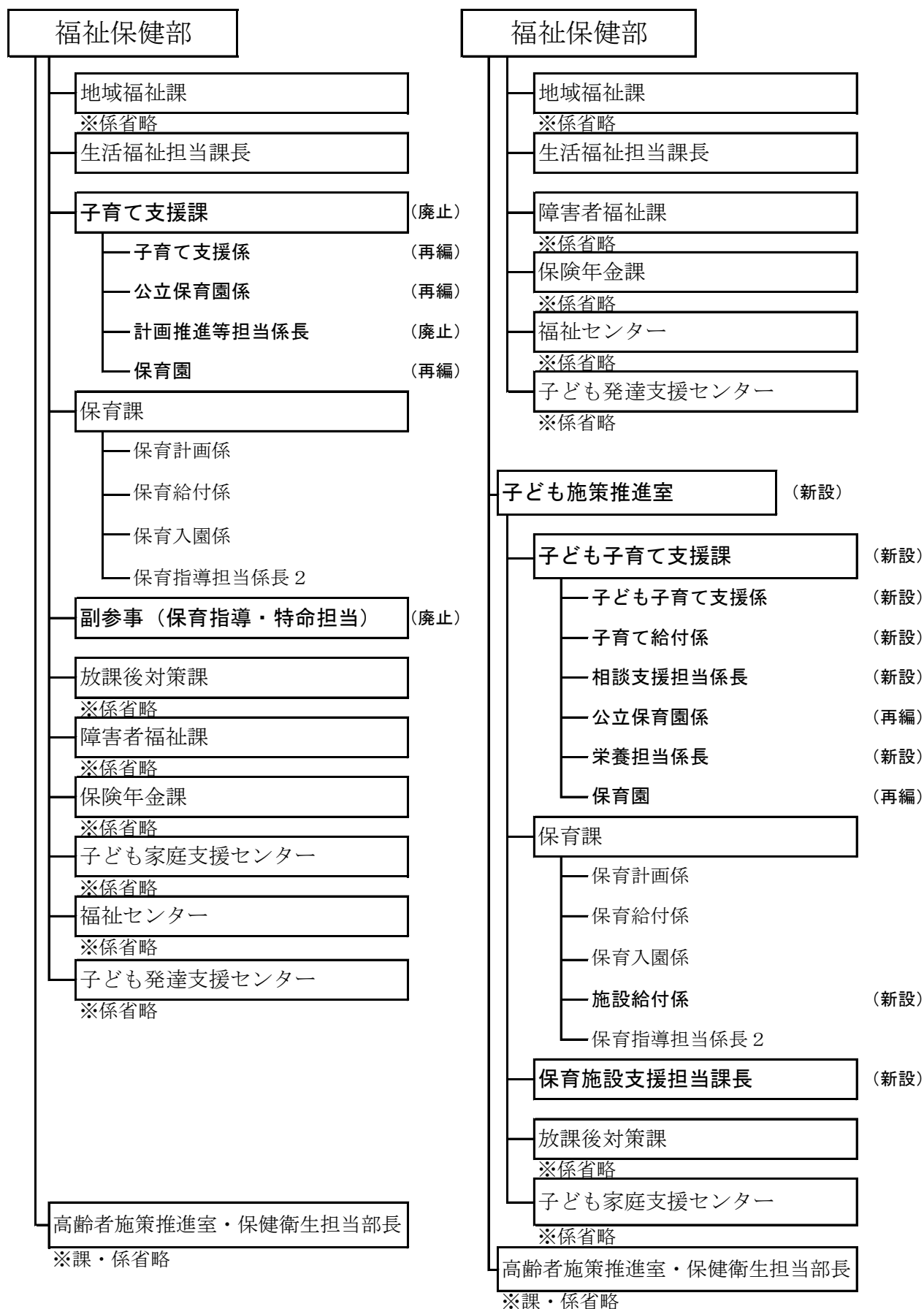
3 実施予定日

令和 7 年 4 月 1 日

組織体制

【現 行】

【整備後】



現 行：1室、1担当部長、16課（センター含む）、2担当課長、1副参事

整備後：2室、1担当部長、16課（センター含む）、3担当課長

※1室増、1担当課長増、1副参事減